

米の緊急時モニタリング実施要領

1 趣旨

県は、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質からの本県産米の安全性を確保するため、平成 24 年産米から県内全域で米の全量全袋検査を実施しているが、平成 27 年以降、5 年間基準値超過がない市町村において、米の緊急時モニタリング（以下「検査」という。）に令和 2 年産米から順次移行している。

本実施要領では、原子力災害対策本部が示した食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目、区域の設定・解除の考え方」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本県産米について行う検査を迅速かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

2 基本的な考え方

検査時期は出荷・販売前とし、県は、市町村及び関係機関・団体等を通じて検査対象地域の生産者等に対し、検査結果が判明するまで、無償譲渡を含めた出荷・販売の自粛を要請する。

検査対象地域は、昭和 25 年 2 月 1 日時点の市町村（以下「旧市町村」という。）単位で検査を実施して、旧市町村単位で出荷・販売の可否を判断することを基本とする。

また、検査頻度は、平成 27 年産米以降、食品衛生法に定める基準値（100Bq/kg）の超過がなく検査結果の地域的な差も小さくなっていることから、全量全袋検査からの移行 4 年目から、段階的に低減する。

検査の結果、玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出されなかった場合には、県は、検査対象地域である旧市町村又は市町村（以下「旧市町村等」という。）の単位で出荷・販売の自粛の解除を通知する。

ただし、玄米から基準値を超える、又は基準値に近い放射性セシウムが検出された場合には、当該旧市町村等における地域的な広がりを確認するため、検査頻度を強化して検査を継続する。

3 検査方法

(1) 検査機関

福島県農業総合センター（以下「農業総合センター」という。）及び食品衛生法に定める登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）

(2) 品目及び検査部位

原則として、食用として出荷・販売される玄米

(3) 対象地域

避難指示等があった地域のうち、以下の全量全袋検査対象地域（※）を除いた稲の作付のある県内全域

※ 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村（野行地区）及び飯舘村

(4) 検査頻度

全量全袋検査からの移行年次に応じて、検査頻度を以下のとおり設定する。ただし、

地域の状況等を踏まえ、必要に応じて検査点数を追加することができるものとする。

ア 全量全袋検査からの移行 1～3年目の市町村

当該地域の検査頻度は、旧市町村単位で3点とする。

ただし、旧市町村に3戸未満の生産者しか存在しない場合は、生産者の数とする。

本県の慣行の収穫時期より早く収穫される米（以下「早期出荷米」という。）は、別紙1に定めるところにより、検査計画を策定した上で、旧市町村単位で早期出荷米を収穫する生産者ごとに1点を検査し、旧市町村単位で生産者ごとに出荷・販売の可否を判断する。

なお、早期出荷米の検査頻度は、旧市町村単位の検査頻度の内数として扱うこととし、旧市町村単位で必要な検査頻度を満たした時点で当該旧市町村の検査は終了とする。

イ 全量全袋検査からの移行 4年目の市町村

当該地域の検査頻度は、旧市町村単位で1点とする。

ただし、水稻の作付けのある旧市町村数が2以下の市町村においては、旧市町村1点以上かつ市町村3点を検査する。

早期出荷米は、別紙1に定めるところにより、検査計画を策定した上で、旧市町村単位で早期出荷米を収穫する生産者ごとに1点を検査し、旧市町村単位で生産者ごとに出荷・販売の可否を判断する。

なお、早期出荷米の検査頻度は、旧市町村単位の検査頻度の内数として扱うこととし、旧市町村及び市町村単位で必要な検査頻度を満たした時点で当該旧市町村の検査は終了とする。

ウ 全量全袋検査からの移行 5年目の市町村

当該地域の検査頻度は、市町村単位で3点とする。

なお、水稻の作付けのある旧市町村数が3以上の市町村においては、それぞれ異なる3つの旧市町村から各1点を検査する。また、水稻の作付けのある旧市町村数が2以下の市町村においては、旧市町村1点以上かつ市町村3点を検査する。

早期出荷米は、別紙1に定めるところにより、検査計画を策定した上で、市町村単位で早期出荷米を収穫する生産者ごとに1点を検査し、市町村単位で生産者ごとに出荷・販売の可否を判断する。

なお、早期出荷米の検査頻度は、市町村単位の検査頻度の内数として扱うこととし、市町村単位で必要な検査頻度を満たした時点で当該市町村の検査は終了とする。

エ 全量全袋検査からの移行 6年目以降の市町村

当該地域の検査頻度は、市町村単位で1点とする。

早期出荷米は、別紙1に定めるところにより、検査計画を策定した上で1点を検査し、早期出荷米の検査により市町村単位で必要な検査頻度を満たした時点で当該市町村の検査は終了とする。

(5) 検査時期

出荷・販売前

(6) その他

ア 全量全袋検査対象地域の米が区分できない共同乾燥調製施設の取扱い

検査対象地域の米と全量全袋検査対象地域（※）の米を区分できない共同乾燥調製施設においては、全量全袋検査により出荷の可否を判断することとし、別紙2に定め

るところにより取り扱うものとする。

また、検査の結果、玄米から 50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された場合には、5 の (2) に定めるところにより検査頻度を強化して、検査を継続する。

イ 検査終了前の米の移動について

検査終了前であっても、生産者が出荷契約を締結した集荷事業者等の倉庫等へ米を移動できるものとし、集荷事業者等は倉庫等での保管にあたっては、各市町村の検査頻度に応じて旧市町村等の単位（早期出荷米にあつては、旧市町村等の単位で生産者ごと）の出荷自粛解除に対応できるよう、別はいで管理するものとする。

4 検査の手順

(1) 早期出荷米の検査

- ① 農林事務所は、市町村及び関係機関・団体等と連携して、検査を迅速に実施できるよう、過去の米の全量全袋検査の実績や営農計画書等を参考に、早期出荷米の生産者をあらかじめ把握する。
- ② 農林事務所は、別紙様式 1 により検査計画を策定して水田畑作課へ提出する。
- ③ 農林事務所は、市町村及び関係機関・団体等と連携して、検体を採取する。
- ④ 農林事務所は、別紙様式 2 により検体リストを作成して水田畑作課へ提出する。
なお、検体リストの報告期日は、検体の搬入の 2 日前（土日祝日を除く）の 17 時までとする。
- ⑤ 水田畑作課は、検体リストを、環境保全農業課を経由して、検査機関（農業総合センター）及び国（原子力災害現地対策本部）へ送付する。
- ⑥ 農林事務所は、検査機関（農業総合センター）に検体を搬入する。
- ⑦ 検査機関（農業総合センター）は、検体の放射性セシウム濃度を測定する。
測定は、交差汚染等、玄米に由来しない放射性セシウムの影響を排除して実施する。
- ⑧ 検査機関（農業総合センター）は、測定結果を国（原子力災害現地対策本部）へ送付する。
- ⑨ 水田畑作課は、環境保全農業課を経由して、国（原子力災害現地対策本部）から、検査結果の提供を受ける。

(2) 早期出荷米以外の米（以下「一般米」という。）の検査

- ① 農林事務所は、市町村及び関係機関・団体等と連携して、以下 (3) のアに留意し、検査を迅速に実施できるよう、過去の米の全量全袋検査の実績や営農計画書等を参考に、旧市町村単位で検査対象となる収穫時期が早い生産者をあらかじめ把握する。
- ② 農林事務所は、別紙様式 1 により検査計画を策定して水田畑作課へ提出する。
- ③ 農林事務所は、市町村及び関係機関・団体等と連携して、検体を採取する。
- ④ 農林事務所は、別紙様式 2 により検体リストを作成して水田畑作課へ提出する。
なお、検体リストの報告期日は、検体の発送の当日の 10 時 30 分までとする。
- ⑤ 水田畑作課は、検体リストを、環境保全農業課を経由して、検査機関（登録検査機関）及び国（原子力災害現地対策本部）へ送付する。
- ⑥ 農林事務所は、検査機関（登録検査機関）に検体を発送する。
- ⑦ 検査機関（登録検査機関）は、検体の放射性セシウム濃度を測定する。
測定は、交差汚染等、玄米に由来しない放射性セシウムの影響を排除して実施する。
- ⑧ 検査機関（登録検査機関）は、測定結果を国（原子力災害現地対策本部）へ送付す

る。

- ⑨ 水田畑作課は、環境保全農業課を経由して、国（原子力災害現地対策本部）から検査結果の提供を受ける。

(3) 検査にあたっての注意点

ア 検体採取地点の選定

生産者及び地域（大字或いは小字単位）の重複を避ける等、当該旧市町村等内における採取地点の偏りが生じないように配慮する。また、過去に高い放射性セシウムが検出された地点や、土壌の交換性カリ含量が低い地点から検体を採取する等、当該旧市町村等におけるリスクを十分に検証できるよう配慮する。

イ 検体採取

- (ア) 出荷・販売される状態まで調製された米から検体を採取する。
(イ) 土砂等の異物混入や交差汚染が生じないように注意する。
(ウ) 検体の量は2kgとする。

その内、1kgは、放射性セシウム濃度の分析用に県が買い上げることとし、生産者には返却しない。

残り1kgは、検査結果が判明するまで生産者が保管することとする。検査の結果、玄米から高い放射性セシウムが検出されなかった場合には、生産者は検体の保管を終了するが、高い放射性セシウムが検出された場合には、原因調査に活用するため県が買い上げることとし、生産者には返却しない。

ウ 検体の搬入・送付

一般米にあつては、同一旧市町村等の検体は、同一日に、同一の梱包で検査機関へ搬入することを基本とする。

5 検査結果への対応

(1) 検査結果の公表と出荷自粛の解除

県は、検査結果とともに、検体の放射性セシウム濃度及び旧市町村等の単位（早期出荷米にあつては旧市町村等の単位で生産者ごと）の出荷・販売の可否をホームページ等で公表する。

また、県は、検査が終了した旧市町村等の単位で（早期出荷米にあつては旧市町村等の単位で生産者ごとに）出荷・販売自粛の解除を通知する。

(2) 玄米から高い放射性セシウムが検出された場合の対応

ア 50Bq/kg 超、基準値 100Bq/kg（以下「基準値」という。）以下の場合

玄米から 50Bq/kg 超、基準値以下の放射性セシウムが検出された場合、当該玄米の生産地周辺における地域的な広がりを確認するため、別紙3に定めるところにより検査頻度を強化して、検査を継続する。

(ア) 地域的な広がりが確認されなかった場合

検査頻度の強化の結果、地域的な広がりが確認されなかった場合には、県は、検査頻度を強化した旧市町村の出荷自粛の解除を通知する。

(イ) 地域的な広がりが確認された場合（50Bq/kg 超、基準値以下）

検査頻度の強化の結果、地域的な広がりをもって 50Bq/kg 超、基準値以下の放射性セシウムが検出された場合には、別紙3に定めるところにより更に検査頻度を強化する。

検査頻度の強化の結果、基準値を超える放射性セシウムが検出される可能性はないと判断できる場合には、県は、検査頻度を強化した旧市町村における出荷自粛の解除を通知する。

イ 基準値を超過した場合

玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出された場合には、当該玄米の生産者又は当該玄米を保管する集荷業者は、基準値を超えるおそれがある玄米の最小ロットを特定して、流通しないよう隔離・保管する。

また、当該玄米の生産地周辺における地域的な広がりを確認するため、別紙3に定めるところにより検査頻度を強化して、検査を継続する。

(ア) 地域的な広がりが確認されなかった場合

検査頻度の強化の結果、地域的な広がりが確認されなかった場合には、県は、検査頻度を強化した旧市町村の出荷自粛の解除を通知する。

(イ) 地域的な広がりが確認された場合（基準値超）

a 出荷制限の指示等

検査頻度の強化の結果、地域的な広がりをもって基準値を超える放射性セシウムが検出された場合には、検査頻度を強化した旧市町村に対し、国（原子力災害対策本部）から出荷制限が指示される。

また、基準値を超える放射性セシウムが検出された旧市町村に隣接する旧市町村においても地域的な広がりが懸念される場合には、別紙3に定めるところにより更に検査頻度を強化する。

b 出荷制限の一部解除

出荷制限を指示された市町村は、「福島県における令和8年産米の対応について」（令和8年3月13日付け7生流第4770号、福島県農林水産部長通知）に準じて、出荷制限が指示された旧市町村において生産された米の全量を把握した上で、基準値を超える米を隔離・処分するための体制及び全量全袋検査体制を整備し、市町村管理計画を作成して県に提出する。

県は、市町村管理計画が適当と認められる場合には、県管理計画を作成し、市町村管理計画及び県管理計画に基づく全量全袋検査を実施することをもって、出荷制限の一部解除を国（原子力災害対策本部）へ申請する。

国から出荷制限の一部解除が指示された場合には、県管理計画及び市町村管理計画に基づき、別に定める「福島県令和8年産米放射性セシウム全量全袋検査実施要領」に準じて全量全袋検査を行い、出荷・販売の可否を判断する。

ウ 玄米から高い放射性セシウムが検出された旧市町村に隣接する旧市町村（以下「隣接旧市町村」という。）においても検査頻度を強化する場合の対応

(ア) 出荷・販売の自粛が解除された隣接旧市町村において検査頻度が強化される場合には、検査頻度の強化の結果が出るまで、県は、既に出荷・販売された米の把握と、既に出荷・販売された米を除く全ての米の出荷・販売の自粛を要請する。

ただし、検査頻度の強化の結果、当該隣接旧市町村に対し国から出荷制限が指示された場合には、県は、既に出荷・販売された米の回収を要請する。

(イ) 出荷・販売の自粛が解除されていない隣接旧市町村において検査頻度が強化される場合には、当該隣接旧市町村における出荷・販売の可否は、当該隣接旧市町村が当初計画していた検査の結果及び検査頻度の強化の結果により判断する。

エ その他

検査頻度の強化の結果、地域的な広がりをもって玄米から 50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された旧市町村においては、ガイドラインに基づき、翌年産米では全戸検査が必要となる。

6 その他

この要領に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 0 日から施行し、令和 2 年産米の検査から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 1 6 日から施行し、令和 3 年産米の検査から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 1 3 日から施行し、令和 4 年産米の検査から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 2 8 日から施行し、令和 5 年産米の検査から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 2 5 日から施行し、令和 6 年産米の検査から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 2 4 日から施行し、令和 7 年産米の検査から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 3 0 日から施行し、令和 8 年産米の検査から適用する。

令和 年産米の緊急時モニタリング計画

所属

市区町村名	旧市区町村名	検査方法	早期出荷米	一般米	
			検査予定点数（搬入予定日）	検査予定点数	搬入予定日
(例)〇〇市	〇〇市	モニタリング	-	3	9月25日
(例)〇〇市	〇〇町	モニタリング	1(8月25日)、1(8月27日)	1	9月25日
福島市	福島市	モニタリング			
福島市	吉井田村	モニタリング			
福島市	余目村	モニタリング			
福島市	大笹生村	モニタリング			
福島市	笹谷村	モニタリング			
福島市	荒井村	モニタリング			
福島市	土湯村	モニタリング			
福島市	小国村 2-2	モニタリング			
福島市	立子山村	モニタリング			
福島市	佐倉村	モニタリング			
福島市	飯坂町	モニタリング			
福島市	中野村	モニタリング			
福島市	平野村	モニタリング			
福島市	東湯野村	モニタリング			
福島市	湯野町	モニタリング			
福島市	茂庭村	モニタリング			
福島市	野田村	モニタリング			
福島市	庭坂村	モニタリング			
福島市	庭塚村	モニタリング			
福島市	水保村	モニタリング			
福島市	大森村	モニタリング			
福島市	烏川村	モニタリング			
福島市	平田村	モニタリング			
福島市	松川町	モニタリング			
福島市	金谷川村	モニタリング			
福島市	水原村	モニタリング			
福島市	下川崎村 2-1	モニタリング			
福島市	飯野町	モニタリング			
福島市	大久保村	モニタリング			
福島市	青木村	モニタリング			
福島市	明治村	モニタリング			
会津若松市	若松市	モニタリング			
会津若松市	一箕村	モニタリング			
会津若松市	東山村	モニタリング			
会津若松市	町北村	モニタリング			
会津若松市	大戸村	モニタリング			
会津若松市	高野村	モニタリング			
会津若松市	門田村	モニタリング			
会津若松市	神指村	モニタリング			
会津若松市	湊村	モニタリング			
会津若松市	荒井村	モニタリング			
会津若松市	館ノ内村	モニタリング			
会津若松市	川南村 2-1	モニタリング			
会津若松市	日橋村	モニタリング			
会津若松市	堂島村	モニタリング			
郡山市	郡山市	モニタリング			
郡山市	富田村	モニタリング			
郡山市	大槻町	モニタリング			
郡山市	岩江村 2-1	モニタリング			
郡山市	高瀬村	モニタリング			
郡山市	中妻村 2-2	モニタリング			
郡山市	永盛町	モニタリング			
郡山市	豊田村	モニタリング			
郡山市	三和村	モニタリング			
郡山市	穂積村	モニタリング			
郡山市	河内村	モニタリング			
郡山市	多田野村	モニタリング			
郡山市	片平村	モニタリング			
郡山市	喜久田村	モニタリング			
郡山市	日和田町	モニタリング			
郡山市	富久山町	モニタリング			
郡山市	小泉村	モニタリング			
郡山市	月形村	モニタリング			
郡山市	中野村	モニタリ			

市区町村名	旧市区町村名	検査方法	早期出荷米	一般米	
			検査予定点数（搬入予定日）	検査予定点数	搬入予定日
郡山市	三代村	モニタリング			
郡山市	福良村	モニタリング			
郡山市	赤津村	モニタリング			
郡山市	熱海町	モニタリング			
郡山市	丸守村	モニタリング			
郡山市	逢隈村	モニタリング			
郡山市	高野村	モニタリング			
郡山市	宮城村	モニタリング			
郡山市	御館村	モニタリング			
郡山市	守山町	モニタリング			
郡山市	谷田川村	モニタリング			
郡山市	二瀬村	モニタリング			
いわき市	平市	モニタリング			
いわき市	飯野村	モニタリング			
いわき市	神谷村	モニタリング			
いわき市	草野村	モニタリング			
いわき市	夏井村	モニタリング			
いわき市	高久村	モニタリング			
いわき市	豊間町	モニタリング			
いわき市	赤井村	モニタリング			
いわき市	湯本町	モニタリング			
いわき市	磐崎村	モニタリング			
いわき市	小名浜町	モニタリング			
いわき市	江名町	モニタリング			
いわき市	泉村	モニタリング			
いわき市	渡辺村	モニタリング			
いわき市	鹿島村	モニタリング			
いわき市	内郷町	モニタリング			
いわき市	箕輪村	モニタリング			
いわき市	植田町	モニタリング			
いわき市	山田村	モニタリング			
いわき市	錦町	モニタリング			
いわき市	川部村	モニタリング			
いわき市	勿来町	モニタリング			
いわき市	上遠野村	モニタリング			
いわき市	入遠野村	モニタリング			
いわき市	田人村	モニタリング			
いわき市	好間村	モニタリング			
いわき市	上小川村	モニタリング			
いわき市	下小川村	モニタリング			
いわき市	永戸村	モニタリング			
いわき市	沢渡村	モニタリング			
いわき市	三阪村	モニタリング			
いわき市	四倉町	モニタリング			
いわき市	大浦村	モニタリング			
いわき市	大野村	モニタリング			
いわき市	川前村	モニタリング			
いわき市	久の浜町	モニタリング			
いわき市	大久村	モニタリング			
白河市	白河市	モニタリング			
白河市	古関村 2-1	モニタリング			
白河市	白坂村	モニタリング			
白河市	小田川村	モニタリング			
白河市	五箇村	モニタリング			
白河市	古関村 2-2	モニタリング			
白河市	金山村	モニタリング			
白河市	社村	モニタリング			
白河市	小野田村 2-1	モニタリング			
白河市	釜子村	モニタリング			
白河市	大屋村	モニタリング			
白河市	信夫村	モニタリング			
須賀川市	須賀川町	モニタリング			
須賀川市	浜田村	モニタリング			
須賀川市	西袋村	モニタリング			
須賀川市	稲田村	モニタリング			
須賀川市	小塩江村	モニタリング			
須賀川市	仁井田村	モニタリング			
須賀川市	川東村	モニタリング			
須賀川市	大森田村	モニタリング			
須賀川市	長沼町	モニタリング			
須賀川市	白方村 2-2	モニタリング			
須賀川市	梓衝村	モニタリング			
須賀川市	白江村	モニタリング			
須賀川市	白方村 2-1	モニタリング			
喜多方市	喜多方町	モニタリング			

市区町村名	旧市区町村名	検査方法	早期出荷米	一般米	
			検査予定点数（搬入予定日）	検査予定点数	搬入予定日
喜多方市	岩月村	モニタリング			
喜多方市	松山村	モニタリング			
喜多方市	慶徳村	モニタリング			
喜多方市	豊川村	モニタリング			
喜多方市	関柴村	モニタリング			
喜多方市	熊倉村	モニタリング			
喜多方市	上三宮村	モニタリング			
喜多方市	熱塩村	モニタリング			
喜多方市	加納村	モニタリング			
喜多方市	朝倉村 2-2	モニタリング			
喜多方市	塩川町	モニタリング			
喜多方市	堂島村	モニタリング			
喜多方市	姥堂村	モニタリング			
喜多方市	駒形村	モニタリング			
喜多方市	山都村	モニタリング			
喜多方市	小川村	モニタリング			
喜多方市	木幡村	モニタリング			
喜多方市	千咲村 2-1	モニタリング			
喜多方市	相川村	モニタリング			
喜多方市	朝倉村 2-1	モニタリング			
喜多方市	一ノ木村	モニタリング			
喜多方市	早稲谷村	モニタリング			
喜多方市	山郷村	モニタリング			
喜多方市	新郷村	モニタリング			
喜多方市	千咲村 2-2	モニタリング			
相馬市	中村町	モニタリング			
相馬市	大野村	モニタリング			
相馬市	飯豊村	モニタリング			
相馬市	山上村	モニタリング			
相馬市	玉野村	モニタリング			
相馬市	磯部村	モニタリング			
相馬市	日立木村	モニタリング			
相馬市	八幡村	モニタリング			
二本松市	二本松町	モニタリング			
二本松市	塩沢村	モニタリング			
二本松市	油井村 2-2	モニタリング			
二本松市	岳下村	モニタリング			
二本松市	杉田村	モニタリング			
二本松市	大平村	モニタリング			
二本松市	石井村	モニタリング			
二本松市	油井村 2-1	モニタリング			
二本松市	下川崎村 2-2	モニタリング			
二本松市	上川崎村	モニタリング			
二本松市	渋川村	モニタリング			
二本松市	小浜町	モニタリング			
二本松市	太田村 2-2	モニタリング			
二本松市	新殿村	モニタリング			
二本松市	旭村	モニタリング			
二本松市	針道村	モニタリング			
二本松市	木幡村	モニタリング			
二本松市	戸沢村	モニタリング			
二本松市	太田村 2-1	モニタリング			
田村市	滝根町	モニタリング			
田村市	大越町	モニタリング			
田村市	七郷村 2-2	モニタリング			
田村市	山根村 2-2	モニタリング			
田村市	都路村	モニタリング			
田村市	常葉町	モニタリング			
田村市	山根村 2-1	モニタリング			
田村市	船引町	モニタリング			
田村市	要田村 2-1	モニタリング			
田村市	文珠村	モニタリング			
田村市	美山村	モニタリング			
田村市	瀬川村	モニタリング			
田村市	移村	モニタリング			
田村市	芦沢村	モニタリング			
田村市	七郷村 2-1	モニタリング			
南相馬市	原町	モニタリング			
南相馬市	高平村	モニタリング			
南相馬市	太田村	モニタリング			
南相馬市	大甕村	モニタリング			
南相馬市	石神村	モニタリング			
南相馬市	鹿島町	モニタリング			
南相馬市	八沢村	モニタリング			
南相馬市	真野村	モニタリ			

市区町村名	旧市区町村名	検査方法	早期出荷米	一般米	
			検査予定点数（搬入予定日）	検査予定点数	搬入予定日
南相馬市	上真野村	モニタリング			
南相馬市	小高町	モニタリング			
南相馬市	福浦村	モニタリング			
南相馬市	金房村	モニタリング			
伊達市	伏黒村	モニタリング			
伊達市	伊達町	モニタリング			
伊達市	梁川町	モニタリング			
伊達市	大枝村 2-1	モニタリング			
伊達市	粟野村	モニタリング			
伊達市	堰本村	モニタリング			
伊達市	白根村	モニタリング			
伊達市	山舟生村	モニタリング			
伊達市	富野村	モニタリング			
伊達市	五十沢村	モニタリング			
伊達市	保原町	モニタリング			
伊達市	大田村	モニタリング			
伊達市	上保原村	モニタリング			
伊達市	柱沢村	モニタリング			
伊達市	富成村	モニタリング			
伊達市	掛田町	モニタリング			
伊達市	霊山村	モニタリング			
伊達市	石戸村	モニタリング			
伊達市	小国村 2-1	モニタリング			
伊達市	月館町	モニタリング			
伊達市	小手村	モニタリング			
本宮市	本宮町	モニタリング			
本宮市	荒井村	モニタリング			
本宮市	青田村	モニタリング			
本宮市	仁井田村	モニタリング			
本宮市	和木沢村 2-2	モニタリング			
本宮市	岩根村	モニタリング			
本宮市	白岩村	モニタリング			
本宮市	和木沢村 2-1	モニタリング			
桑折町	桑折町	モニタリング			
桑折町	半田村	モニタリング			
桑折町	睦合村	モニタリング			
桑折町	伊達崎村	モニタリング			
国見町	藤田町	モニタリング			
国見町	森江野村	モニタリング			
国見町	大枝村 2-2	モニタリング			
国見町	大木戸村	モニタリング			
国見町	小坂村	モニタリング			
川俣町	川俣町	モニタリング			
川俣町	小島村	モニタリング			
川俣町	飯坂村	モニタリング			
川俣町	小綱木村	モニタリング			
川俣町	大綱木村	モニタリング			
川俣町	山木屋村	モニタリング			
川俣町	富田村	モニタリング			
川俣町	福田村	モニタリング			
大玉村	玉井村	モニタリング			
大玉村	大山村	モニタリング			
鏡石町	鏡石町	モニタリング			
天栄村	広戸村 2-1	モニタリング			
天栄村	大里村	モニタリング			
天栄村	牧本村	モニタリング			
天栄村	湯本村	モニタリング			
下郷町	檜原町	モニタリング			
下郷町	旭田村	モニタリング			
下郷町	江川村	モニタリング			
只見町	伊北村	モニタリング			
只見町	明和村	モニタリング			
只見町	朝日村	モニタリング			
南会津町	田島町	モニタリング			
南会津町	桧沢村	モニタリング			
南会津町	荒海村	モニタリング			
南会津町	館岩村	モニタリング			
南会津町	伊南村	モニタリング			
南会津町	大川村	モニタリング			
南会津町	大宮村	モニタリング			
南会津町	富田村	モニタリング			
北塩原村	北山村	モニタリング			
北塩原村	大塩村	モニタリング			
北塩原村	桧原村	モニタリング			
西会津町	野沢町	モニタリ			

市区町村名	旧市区町村名	検査方法	早期出荷米	一般米	
			検査予定点数（搬入予定日）	検査予定点数	搬入予定日
西会津町	尾野本村	モニタリング			
西会津町	登世島村	モニタリング			
西会津町	下谷村	モニタリング			
西会津町	睦合村	モニタリング			
西会津町	群岡村	モニタリング			
西会津町	宝坂村	モニタリング			
西会津町	上野尻村	モニタリング			
西会津町	新郷村	モニタリング			
西会津町	奥川村	モニタリング			
西会津町	東松村	モニタリング			
磐梯町	磐梯町	モニタリング			
猪苗代町	猪苗代町	モニタリング			
猪苗代町	吾妻村	モニタリング			
猪苗代町	長瀬村	モニタリング			
猪苗代町	千里村	モニタリング			
猪苗代町	翁島村	モニタリング			
猪苗代町	月輪村	モニタリング			
会津坂下町	坂下町	モニタリング			
会津坂下町	若宮村	モニタリング			
会津坂下町	金上村	モニタリング			
会津坂下町	広瀬村	モニタリング			
会津坂下町	川西村	モニタリング			
会津坂下町	八幡村	モニタリング			
会津坂下町	高寺村	モニタリング			
湯川村	箕川村	モニタリング			
湯川村	勝常村	モニタリング			
柳津町	西山村	モニタリング			
柳津町	柳津村	モニタリング			
三島町	宮下村	モニタリング			
三島町	西方村	モニタリング			
金山町	川口村	モニタリング			
金山町	本名村	モニタリング			
金山町	沼沢村	モニタリング			
金山町	横田村	モニタリング			
昭和村	昭和村	モニタリング			
会津美里町	高田町	モニタリング			
会津美里町	赤沢村	モニタリング			
会津美里町	永井野村	モニタリング			
会津美里町	尾岐村	モニタリング			
会津美里町	東尾岐村	モニタリング			
会津美里町	旭村	モニタリング			
会津美里町	藤川村	モニタリング			
会津美里町	本郷町	モニタリング			
会津美里町	玉路村	モニタリング			
会津美里町	川南村 2-2	モニタリング			
会津美里町	新鶴村	モニタリング			
西郷村	西郷村	モニタリング			
泉崎村	関平村	モニタリング			
泉崎村	川崎村	モニタリング			
中島村	吉子川村	モニタリング			
中島村	滑津村	モニタリング			
矢吹町	矢吹町	モニタリング			
矢吹町	中畑村	モニタリング			
矢吹町	三神村	モニタリング			
矢吹町	広戸村 2-2	モニタリング			
棚倉町	棚倉町	モニタリング			
棚倉町	高野村	モニタリング			
棚倉町	社川村	モニタリング			
棚倉町	山岡村	モニタリング			
棚倉町	近津村	モニタリング			
矢祭町	豊里村	モニタリング			
矢祭町	石井村 2-1	モニタリング			
矢祭町	高城村 2-2	モニタリング			
塙町	塙町	モニタリング			
塙町	笹原村	モニタリング			
塙町	高城村 2-1	モニタリング			
塙町	石井村 2-2	モニタリング			
鮫川村	鮫川村	モニタリング			
石川町	石川町	モニタリング			
石川町	母畑村	モニタリング			
石川町	中谷村	モニタリング			
石川町	山橋村	モニタリング			
石川町	沢田村	モニタリング			
石川町	野木沢村	モニタリング			
玉川村	泉村	モニタリ			

市区町村名	旧市区町村名	検査方法	早期出荷米		一般米	
			検査予定点数（搬入予定日）	検査予定点数	搬入予定日	
玉川村	須釜村	モニタリング				
平田村	蓬田村	モニタリング				
平田村	小平村	モニタリング				
浅川町	浅川町	モニタリング				
浅川町	山白石村	モニタリング				
浅川町	小野田村 2 - 2	モニタリング				
古殿町	竹貫村	モニタリング				
古殿町	宮本村	モニタリング				
三春町	三春町	モニタリング				
三春町	御木沢村	モニタリング				
三春町	中妻村 2 - 1	モニタリング				
三春町	沢石村	モニタリング				
三春町	要田村 2 - 2	モニタリング				
三春町	中郷村	モニタリング				
三春町	岩江村 2 - 2	モニタリング				
小野町	小野新町	モニタリング				
小野町	飯豊村	モニタリング				
小野町	夏井村	モニタリング				
広野町	広野町	モニタリング				
檜葉町	竜田村	モニタリング				
檜葉町	木戸村	モニタリング				
川内村	川内村	モニタリング				
葛尾村	葛尾村（野行地区を除く）	モニタリング				
新地町	新地村	モニタリング				
新地町	福田村	モニタリング				
新地町	駒ヶ嶺村	モニタリ				

早期出荷米の検査計画

所属

No	普及	生産者			生産地			品種名	作付面積(a)	生産見込み数量(kg)	収穫予定日	出荷・販売予定日	検査予定日	出荷・販売先	備考	生産者の同意(注3)
		生産者名(注1)	連絡先	住所	市町村	旧市町村	代表ほ場の住所(注2)									
例1	県北	玄米 太郎	000-0000-0000	〇〇町大字〇〇字〇〇～	〇〇町	旧〇〇村	〇〇町大字〇〇字〇〇	五百川	30	1500	2020/8/20	2020/8/25	8/21～8/24	〇〇商店		済
例2	県北	玄米 太郎	000-0000-0000	〇〇町大字〇〇字〇〇～	△△町	旧△△村	△△町大字△△字△△	五百川、瑞穂黄金	60	3000	2020/8/15	2020/8/20	8/16～8/19	JA△△	五百川30a、瑞穂黄金30a	済
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																

生産者に早期出荷米として検査を受検する(早期出荷米として出荷する)意思があることを確認するとともに、早期出荷米の検査制度を説明した上で、「済」と記入する。

注1 一人の生産者が、複数の旧市町村に早期出荷米を作付している場合には、旧市町村毎に記入してください。
 注2 生産地の旧市町村に誤りがないか確認するため、生産ほ場の内、どこか一筆の住所を旧市町村が分かるところまで記入してください。
 注3 生産者に早期出荷米として検査を受検する(早期出荷米として出荷する)意思があることを確認するとともに、早期出荷米の検査制度を説明した上で、「済」と記入してください。

別紙 1

早期出荷米の検査計画の策定について

「米の緊急時モニタリング実施要領」の3の(4)及び4の(1)に掲げる早期出荷米の検査計画の策定について、以下のとおり定める。

1 早期出荷米の定義

本県の慣行の収穫時期よりも早く収穫される米をいう。

具体的には、同一市町村内で一般的に栽培されている稲と品種が異なるか、または、栽培方法（田植時期・収穫時期）が明らかに異なる等、一般米と区分されて流通・管理される米であり、9月10日までに農産物検査を受ける見込みの米であること。

2 早期出荷米の検査計画

- (1) 水田畑作課は、市町村及び関係団体へ早期出荷米の検査計画の策定への協力を依頼する。
- (2) 農林事務所農業振興普及部・農業普及所は、市町村及び関係団体と連携して、過去の米の全量全袋検査の実績や営農計画書等を参考に、必要に応じて別紙参考様式を作成する。また、別紙様式1により、早期出荷米の検査計画を策定し、水田畑作課へ提出する。
- (3) 農林事務所農業振興普及部・農業普及所は、検査計画に位置付けた早期出荷米の生産者、及び当該生産者に関する市町村及び関係団体へ、早期出荷米として検査を実施することを別紙様式3及び4により通知する。
- (4) 水田畑作課及び農林事務所農業振興普及部・農業普及所は、検査計画に基づき早期出荷米の検査を実施する。
- (5) 検査計画に位置付けた早期出荷米であっても、原則として9月10日までに検体を採取できなかった場合は、早期出荷米ではなく一般米として取り扱う。

別紙様式3

(記号番号)
年 月 日

(早期出荷米の生産者) 様

福島県●●農林事務所長
(公印省略)

早期出荷米の緊急時モニタリングの検査計画について(通知)

このことについて、下記のとおり、あなたが生産する早期出荷米を検査計画に位置付けましたので、検査に御協力をお願いします。

記

- 1 生産地：●●(旧●●)
- 2 品種名：●●
- 3 検査予定日：令和●年●月●日

(事務担当 ●●)

別紙様式4

(記号番号)
年 月 日

(●●市町村) 長 様
(関係団体の長)

福島県●●農林事務所長
(公印省略)

早期出荷米の緊急時モニタリングの検査計画について（通知）
このことについて、別紙写しのとおり通知しましたのでお知らせします。

※ 別紙様式3の写しを添付

(事務担当 ●●)

別紙 2

全量全袋検査により出荷・販売の可否を判断する共同乾燥調製施設について

「米の緊急時モニタリング実施要領」の3の(3)に掲げる緊急時モニタリング(以下「検査」という。)対象地域の米と全量全袋検査対象地域の米とが混在し、かつ区分できない共同乾燥調製施設について、対象施設の認定要件や認定に必要な手続き等を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

「検査」を実施する地域は「検査」により、「全量全袋検査」を実施する地域は「全量全袋検査」により、出荷・販売の可否を判断することを基本とする。

共同乾燥調製施設の運営上、検査対象地域と全量全袋検査対象地域の米が同時期に収穫・搬入され、かつ区分して管理することができない場合、施設運営管理者からの申請に基づき県が当該施設を認定することとし、認定施設においては全量全袋検査により出荷・販売の可否を判断する。

2 認定要件

検査対象地域の米と全量全袋検査対象地域の米が同時期に搬入されており、かつ区分して管理できないことが確認できること。

3 認定手続き

- (1) 施設運営管理者は、別紙様式5-1に生産者からの受け入れ計画等、認定要件を確認できる資料を添えて全量全袋検査を実施する市町村長に提出する。
- (2) 全量全袋検査を実施する市町村長は、別紙様式5-2に(1)の申請書類を添付し管轄の農林事務所長に送付する。
- (3) 農林事務所長は、2に定める認定要件に基づき、認定の可否を判断して、別紙様式6-1により全量全袋検査を実施する市町村長へ、6-2により全量全袋検査を実施する市町村長を經由して施設の運営管理者へ、別紙様式7により関係市町村長へ通知する。
- (4) 農林事務所長は、別紙様式8により(3)の結果を水田畑作課へ通知する。

4 全量全袋検査を実施する市町村等が実施する必要がある手続き

全量全袋検査の受検に必要な以下の手続きは、全量全袋検査を実施する市町村及び当該市町村が所属する地域の恵み安全対策協議会等が、検査を実施する地域の市町村と連携して実施する。

- (1) 「令和8年産米のその他の区域における生産管理手順書」に基づく、農家管理台帳の整備、生産収穫の管理等
- (2) 「米の全量全袋検査の手引き」に基づく、農産物安全管理システムへの生産者及び生産情報を登録、バーコードラベルの発行等

別紙様式 5 - 1

(農業振興普及部・農業普及所)

年 月 日

福島県●●農林事務所長

(市町村経由)

申請者名

住 所

電話番号

全量全袋検査により出荷・販売の可否を判断する共同乾燥調製施設の
認定に係る申請

このことについて、「米の緊急時モニタリング実施要領」の別紙2に定める全量全袋検査により出荷・販売の可否を判断する共同乾燥調製施設としての認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 施設名

(例) ○○カントリーエレベーター

2 添付書類

(1) (例) 生産者からの受け入れ計画 (任意様式)

※ 認定要件を確認できる書類を添付する。

別紙様式 5 - 2

(農業振興普及部・農業普及所)

(記号番号)

年 月 日

福島県●●農林事務所長

(●●市町村) 長

(公印省略)

全量全袋検査により出荷・販売の可否を判断する共同乾燥調製施設の
認定に係る申請について (進達)

このことについて、(●●市町村) の申請者より、申請書類の提出がありましたの
で、下記のとおり送付します。

記

1 申請件数

●●件

(事務担当 ●●)

別紙様式6-1 [全量全袋検査を実施する市町村]

(記号番号)
年 月 日

(●●市町村) 長 様

福島県●●農林事務所長
(公印省略)

全量全袋検査により出荷・販売の可否を判断する共同乾燥調製施設の
認定について (通知)

このことについて、別紙のとおり認定しましたので、申請者へ通知願います。

なお、全量全袋検査に必要な手続きは、全量全袋検査を実施する市町村及び地域の
恵み安全対策協議会等において実施してください。

※ 別紙様式6-2を添付。

(事務担当 ●●)

(記号番号)
年 月 日

(申請者) 様

福島県●●農林事務所長
(公印省略)

全量全袋検査により出荷・販売の可否を判断する共同乾燥調製施設の
認定について(通知)

●年●月●日付けで申請がありましたこのことについて、下記のとおり認定しましたのでお知らせします。

記

1 施設名

(例) ○○カントリーエレベーター

(事務担当 ●●)

別紙様式7 [関係市町村・関係地域の恵み安全対策協議会等]

(記号番号)

年 月 日

(●●市町村) 長
(地域の恵み安全対策協議会等) 長 様

福島県●●農林事務所長
(公印省略)

全量全袋検査により出荷・販売の可否を判断する共同乾燥調製施設の
認定について (通知)

このことについて、別紙写しのとおり認定しましたのでお知らせします。

なお、全量全袋検査に必要な手続きは、全量全袋検査を実施する市町村及び地域の
恵み安全対策協議会等が実施しますので、貴市町村・協議会におかれましても、手続
きに御協力くださるようお願いいたします。

※ 別紙様式5-1、添付書類、別紙様式6-1及び6-2の写しを添付。

(事務担当 ●●)

別紙様式 8
(水田畑作課)

(記号番号)
年 月 日

農林水産部長

福島県●●農林事務所長

全量全袋検査により出荷・販売の可否を判断する共同乾燥調製施設の
認定について(報告)

このことについて、別紙写しのとおり認定しましたのでお知らせします。

※ 別紙様式 5-1、添付書類、別紙様式 6-2 の写しを添付する。

(事務担当 ●●)

別紙 3

検査頻度の強化について

「米の緊急時モニタリング実施要領」の5の(2)に掲げる検査頻度の強化について、以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 検査頻度の強化は、50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された玄米の生産地の旧市町村に限らず、必要に応じて隣接旧市町村も含め、地域的な広がりの有無を確認する。
- (2) 地域的な広がりが懸念される場合は、50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された玄米の生産地の旧市町村に限らず、必要に応じて隣接旧市町村においても、検査頻度を強化し、検査結果が出るまで、出荷自粛を継続する。
- (3) 検査頻度の強化の結果、地域的な広がりが確認された場合は、必要に応じて隣接旧市町村も含め、生産者ごと1点の検査（以下「全戸検査」という。）を実施する。

2 具体的内容

(1) 検査頻度の強化の内容

検査頻度は倍を目安に強化することとし、50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された玄米の生産地を中心に、早期出荷米、一般米を問わず6点の追加を目安に検査する。

(2) 検体の採取地点の選定

- ア 検体を採取する旧市町村は、当該玄米の生産地の旧市町村を基本とする。
ただし、当該玄米の生産地が旧市町村同士の境界に近い等の理由により、隣接旧市町村にも地域的な広がりが懸念される場合は、当該玄米の生産地の旧市町村に加えて、隣接旧市町村からも検体を採取する。
- イ 検体の採取地点等は、当該玄米の生産地を中心に、以下①～③を基本とする。
- ① 当該生産者の当該玄米とは異なるロット
 - ② 当該玄米の生産地と同じ地域（大字或いは小字が同じ地域）
 - ③ 当該玄米の生産地の周辺の地域（大字或いは小字が異なる地域）
- ※ ②及び③の生産者は原則として①とは異なる生産者とする。
- ウ 要領の別紙様式2（検体リスト）のほ場住所欄に採取地点等を記入し、備考欄には選定理由を記載した上で、採取地点等の分布図（任意様式）を添付して、水田畑作課へ提出する。

3 検査頻度の強化の結果への対応

(1) 検査頻度を強化した旧市町村への対応

ア 検査頻度の強化の結果、50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出されなかった場合には、地域的な広がりはないものと判断して、検査を終了する。

イ 検査頻度の強化の結果、50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された場合には、検査頻度を全戸検査に強化する。

なお、全戸検査を実施する生産者は「福島県における令和8年産米の対応について(令和8年3月13日付け7生流第4770号、福島県農林水産部長通知)」の別添3「令和8年産米の全戸生産出荷管理区域における生産管理手順書」に準じて選定する。

ウ 全戸検査の結果、地域的な広がりをもって基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出されなかった場合には、全戸検査を終了する。

ただし、地域的な広がりをもって50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された場合には、ガイドラインに基づき、翌年産米では全戸検査を実施する。

エ 当初の計画に基づく検査、及び上記の検査頻度の強化の結果、複数の玄米から基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出され、かつ当該玄米の生産者が適切な栽培管理を実施していた場合等、国が地域的な広がりがあるものと判断した場合には、当該玄米の生産地の旧市町村に対して国(原子力災害対策本部)から出荷制限が指示される。

(2) 検査頻度を強化した旧市町村の隣接旧市町村への対応

2の検査頻度の強化及び3の(1)のイの全戸検査の結果、隣接旧市町村にも地域的な広がりが懸念される場合には、その隣接旧市町村においても、2に準じて検査頻度を強化し、その結果については3に準じて取り扱う。